

平成28年第4回廿日市市議会（第3回定例会）条例案新旧対照表

議案第82号	廿日市市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第83号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15
議案第84号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
議案第85号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	19

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつた場合には、その延長された納期限とする。<u>第1号、第2号及び第5号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____ <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____ <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）</u> <u>当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</u></p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</u>、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）<u>、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には</u>、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。<u>以下第1号及び第2号</u>において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u> _____<u>に掲げる期間</u> _____<u>については、年7.3パーセント</u>）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、<u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(6) <u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。)</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は 賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第43条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして令第48条の9の9第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして令第48条の9の9第2項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の9の9第3項に規定する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u> </u>年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第</p>	<p>（新設）</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第321条の8第22項の申告書<u> </u>（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>当該税額に</u>年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で<u> </u>当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、<u>当該提出期限 </u>）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第</p>

改正後	改正前
<p>22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、<u>詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>5 <u>第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして令第48条の16の2第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として令第48条の16の2第2項に規定する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) <u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(2) <u>当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるもの</u></p>	<p>22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書_____を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書_____を提出したときは、<u>詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で_____当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>である場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、<u>詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告</p>	<p>5・6 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書</u>を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、<u>詐欺その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書</u>を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として令第48条の15の5第2項に規定する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>附 則</p> <p><u>（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</u></p> <p><u>第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>附 則</p> <p>第6条 削除</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>

改正後	改正前
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>6・7 (略)</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p>第20条の2 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割</u></p>	<p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (新設)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>5 <u>第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)</u>を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とある</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p><u>第20条の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から<u>同法</u> <u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)</u>を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とある</p>

改正後	改正前
<p>のは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特例利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等</u>に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は、<u>適用しない</u>。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び</u>第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用</p>	<p>のは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法</u>第3条の2第16項に規定する特例利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金</u>等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第20条の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は <u>適用しない</u>。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法</u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法</u>第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用</p>

改正後	改正前
<p>については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と_____する。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係</p>	<p>については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法_____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得_____の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項_____の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係</p>

改正後	改正前
<p>る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

改正後		改正前									
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略） 2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、廿日市市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略） 2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u>第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>									
<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第19条第3号</td> <td></td> <td rowspan="2">平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限</td> </tr> <tr> <td>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> </tr> </table>		第19条第3号		平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">第19条第3号</td> <td>第48条第1項の申告書</td> <td rowspan="2">平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限</td> </tr> <tr> <td>(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限</td> </tr> </table>		第19条第3号	第48条第1項の申告書	平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限	(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限
第19条第3号			平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限								
	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限										
第19条第3号	第48条第1項の申告書	平成27年改正条例附則第6条第5項の申告書で同条第6項に規定する納期限									
	(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限										
<p>(略)</p> <p>8～14（略）</p>		<p>(略)</p> <p>8～14（略）</p>									

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>10 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>11 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用す</u></p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>る場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p><u>12～19</u> （略）</p>	<p><u>10～17</u> （略）</p>

議案第84号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
廿日市駅前自転車駐車場	<u>廿日市市駅前1番7号</u>	<u>廿日市駅前自転車駐車場</u>	<u>廿日市市駅前2番27号</u>
宮内串戸駅前自転車駐車場	廿日市市串戸四丁目7番17号	宮内串戸駅前自転車駐車場	廿日市市串戸四丁目7番17号
大野浦自転車駐車場	廿日市市塩屋一丁目1番51号	大野浦自転車駐車場	廿日市市塩屋一丁目1番51号

議案第85号

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び廿日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項、第23条第1項及び第24条第1項 <u> </u>の規定に基づき、廿日市市非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。</p> <p><u>（定員）</u></p> <p>第2条 <u>団員の定員は、次の各号に掲げる団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる団員以外の団員 662人</u></p> <p>(2) <u>任用に当たって従事すべき消防事務の範囲及び量が極めて限定されている団員（以下「機能別団員」という。） 70人</u></p> <p>(任免)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) <u>当該消防団の区域内に居住し、勤務し又は通学する者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>（適用除外）</u></p> <p>第18条 <u>第9条ただし書き及び第10条の規定は、機能別団員には適用しない。</u></p> <p>別表第1（第13条関係） 年報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階 級</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: right;">103,500円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階 級	金 額	団長	103,500円	副団長	75,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項、第23条第1項、第24条第1項及び第25条の規定に基づき、廿日市市非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。</p> <p><u>（定員）</u></p> <p>第2条 <u>団員の定数は、732人とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任免)</p> <p>第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) <u>当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する 者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>（退職報償金）</u></p> <p>第18条 <u>団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。</u></p> <p><u>2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。</u></p> <p>別表第1（第13条関係） 年報酬</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階 級</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td style="text-align: right;">103,500円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階 級	金 額	団長	103,500円	副団長	75,000円
階 級	金 額												
団長	103,500円												
副団長	75,000円												
階 級	金 額												
団長	103,500円												
副団長	75,000円												

改正後		改正前	
分団長	49,000円	分団長	49,000円
副分団長	41,500円	副分団長	41,500円
部長	33,500円	部長	33,500円
班長	31,500円	班長	31,500円
団員	26,000円 (機能別団員にあつては、 10,000円)	団員	26,000円

(略)

別表第3 (第16条関係)

品名	員数	貸与期間	適用
制帽	1個	8年	1 貸与期間は、期間満了時における 消耗の程度により延長することが できる。 2 盛夏服は、副団長以上の者に限り 貸与する。 3 短靴及びバッグは、女性消防団員 に限り貸与する。 4 機能別団員には、従事する消防事 務の内容により、品名の欄に掲げる 被服等のうち必要となるものに限 り貸与する。
活動帽	1個	4年	
ヘルメット	1個	在団中	
制服 (甲種)	1着	8年	
盛夏服	1着	8年	
活動服	1着	4年	
防寒服	1着	8年	
雨衣	1着	4年	
長靴	1足	2年	
活動靴	1足	4年	
短靴	1足	4年	
階級章	2個	在団中	
バッグ	1個	在団中	

(略)

別表第3 (第16条関係)

品名	員数	貸与期間	適用
制帽	1個	8年	1 貸与期間満了時における消耗程 度により延伸することができる。 2 盛夏服は、副団長以上の者に限り 貸与する。 3 短靴及びバッグは、女性消防団員 に限り貸与する。
活動帽	1個	4年	
ヘルメット	1個	在団中	
制服 (甲種)	1着	8年	
盛夏服	1着	8年	
活動服	1着	4年	
防寒服	1着	8年	
雨衣	1着	4年	
長靴	1足	2年	
活動靴	1足	4年	
短靴	1足	4年	
階級章	2個	在団中	
バッグ	1個	在団中	

改正後	改正前
<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として_____勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤消防団員については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>勤務年数が5年未満である者</u></p> <p>(2) <u>廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）第2条第2号に規定する機能別団員（以下「機能別団員」という。）</u></p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間（<u>機能別団員として勤務していた期間を除く。</u>）を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員（<u>機能別団員を除く。次項、次条、第5条第1項、第5条の2及び第7条において同じ。</u>）となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(退職報償金の支給額)</p> <p>第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として<u>5年以上</u>勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間_____を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員_____となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>